# 国立大学法人小樽商科大学の役職員の報酬・給与等について

# 役員報酬等について

# 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間	報酬等の総額	Į			就任・退任の状況	
121		報酬(給与)	賞与	その他	(内容)	就任	退任
71.05	千円	千円	千円	千円			
法人の長	18,442	12,828	5,199	256 158	(調整手当) (寒冷地手当)		
	千円	千円	千円	千円	(274-03-1)		
理事				24	(通勤手当)		
(2人)				404	(調整手当)		
	29,205	20,232	8,201	343	(寒冷地手当)		
理事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)			_	_			
(1人)	210	210	0	0	( )		
監事	千円	千円	千円	千円			
(0人)	0	0	0	0	( )		
監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	F10	E10	0	0	(		
(2人)	510	510	0	U			

注:「調整手当」とは,民間における賃金,物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

# 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘	要
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

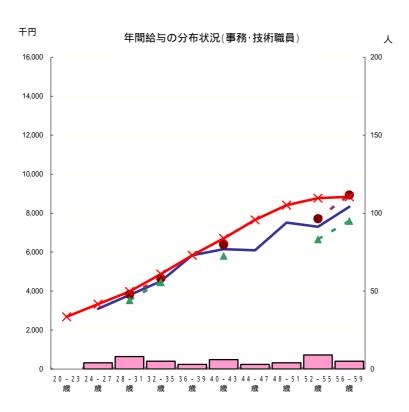
# 職種別支給状況

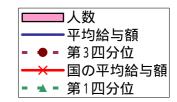
			平成	16年度の年	間給与額(-	平均)
区分	人員	平均年齡	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	٨	歳	千円			千円
	168	7	8,043	5,816	133	2,227
市功 ++ 4=	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術	47	42	5,956	4,388	98	1,568
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員等)	120	46	8,891	6,397	147	2,494
医療職種	\	歳	千円	千円	千円	千円
(医師)	該当なし					
医療職種	\ \	歳	千円	千円	千円	千円
(看護師)	該当なし					
その他医療職員	٨	歳	千円	千円	千円	千円
(看護師)	1					

常勤職種その他医療職員(看護婦)については該当者1名のため,当該個人に係る情報が特定されるおそれのあること

常動職種その他医療職! から平均年齢以下の事!			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	コ欧個人に応		210000 6100.	) <i>0</i> 0 5 C C
在外職員	該当なし	Λ	歳	千円	千円	千円	千円
		٦.	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	該当なし						
事務·技術	該当なし		歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	該当なし	Λ	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	該当なし	\ \	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	該当なし	,	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	該当なし	\ \	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術	該当なし	٨	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	該当なし	Α	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	該当なし	۸	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	該当なし	7	歳	千円	千円	千円	千円
	•	•				•	
非常勤職員		人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術		人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	該当なし	7	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	該当なし	٨	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	該当なし	, ,	歳	千円	千円	千円	千円

年間給与の分布状況(事務·技術職員/教育職員(大学教員等))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。]

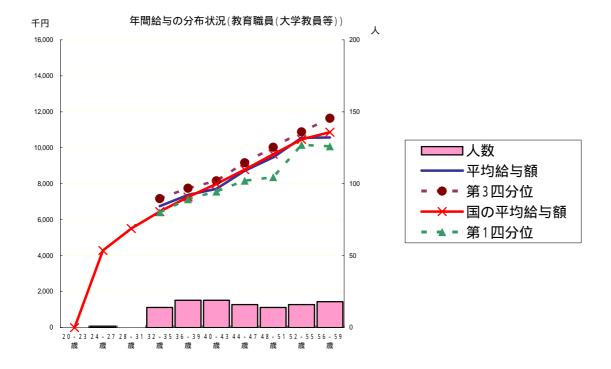




# (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	6	55	8,549	8,632	8,928
課長補佐	4	56	-	7,164	-
係長	19	47	5,816	6,521	7,106
主任	6	36	4,452	4,707	4,668
係員	12	29	3,249	3,560	3,826

本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



教育職員(大学教員等)のうち24から27の年齢については該当者1名のため,当該個人に係る情報が特定されるおそれのあることから人数以外の事項については記載していない

# (教育職員(大学教員等))

	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
)11114WPF4W 9 / W /	八只	十少十四7	第1分位	\  -  -	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	57	53.4	9,571	10,287	10,883
助教授	54	39.6	7,177	7,572	7,982
助手	8	41.3	5,933	4,552	6,472

教育職員(大学教員等)のうち教務職員については該当者1名のため,当該個人に係る情報が特定されるおそれのあることから記載していない

### 事務·技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		係員	係員	主任	係長 主任	係長	係長 課長補佐
人員		人 該当なし	人 5	人 9	人 9	人 11	人 6
(割合)		(%)	(10.6%)	(19.1%)	(19.1%)	(23.4%)	(12.8%)
年齢(最高~最低)		歳~	歳 28~24	歳 33~28	歳 44~34	歳 55~42	歳 57~49
所定内給与年額(最 高~最低)		千円 ~	千円 2,928~ 2,048	千円 3,288~ 2,521	千円 4,422~ 3,384	千円 5,265~ 4,168	千円 5,595~ 5,284
年間給与額(最高~最 低)		千円 ~	千円 3,830~	4,452~	6,003~	7,106~	千円 7711~
·			2,767	3,450	4,510	5,787	7 3 8 0

区分	計	7級	8級	9級	10級	11級
標準的 な職位		課長補佐 課長	課長	該当なし	事務局長	事務局長
人員	Α	人 3	人 4	人 <b>該当な</b> し	人 該当なし	人 <b>該当な</b> し
(割合)		(6.4%)	(8.5%)	( %)	( %)	( %)
年齢(最高~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
午飯(取同~取瓜)		55~54	57~49	~	~	~
所定内給与年額(最		千円	千円	千円	千円	千円
高~最低)		6,312~ 5,063	6,596~ 6,440	~	~	~
		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最 低)		8,549~ 7,115	8,936~ 8,707	~	~	~

### 教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員		人 1	A 8	人 2	人 48	人 61
(割合)		(0.8%)	(6.7%)	(1.7%)	(40%)	(50.8%)
年齢(最高~最低)		歳~	歳 57~26	歳 32~32	歳 50~32	歳 62~42
		千円	千円	千円	千円	千円
所定内給与年額(最 高~最低)		~	5 , 418 ~ 3 , 018	4,560~ 4,310	6,050~ 4,645	8,909~ 5,599
		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最 低)		~	7 , 4 1 4 ~ 4 , 0 9 2	6,199~ 5,918	8,467~ 6,500	12,559~ 7,838

教育職員(大学教員)については該当者1名のため、当該個人に係る情報が特定されるおそれのあることから年齢以下の事項については記載していない

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員等))

#### 事務·技術職員

	区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
	/±-	E4577 (########	%	%	%
	一年3	支給分(期末相当)	66.6	68.8	67.7
管理	台定支給分(動物相当)		%	%	%
職員			33.4	31.2	32.3
	ľ		%	%	%
		最高~最低	35.4 ~ 32.8	36.7 ~ 29.6	35.2 ~ 31.3
	/±-		%	%	%
	一律3	支給分(期末相当)	66.2	69.2	67.8
一般			%	%	%
職員	査定支 (平均)	給分(勤勉相当)	33.8	30.8	32.2
			%	%	%
		最高~最低	40.0 ~ 27.9	37.3 ~ 28.2	35.5 ~ 28.9

### 教育職員(大学教員等)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	,	67	69.4	68.3
管理		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33	30.6	31.7
		%	%	%
	最高~最低	36.4 ~ 32.1	33.3 ~ 29.3	34.8 ~ 30.6
		%	%	%
	一律支給分(期末相当)	66.4	69.4	68
<b>一般</b>		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6	30.6	32
		%	%	%
	最高~最低	36.4 ~ 31.8	33.3 ~ 29.2	34.8 ~ 30.5

医療職員(看護師)については該当者1名のため、当該個人に係る情報が特定されるおそれのあることから記載していない

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務·技術職員/教育職員(大学教員等))

対国家公務員(行政職(一)/旧教育職(一))

### 【事務·技術職員】

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等 89.7 103.1

# 【教育職員(大学教員等)】

対国家公務員(旧教育職(一)) 対他の国立大学法人等 99.4 98.0

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

### 総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較堆	<b>当</b> 減	中期目標期間開 6年度)からの増	始時(平成1 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(7.1)	1,831,343	1,819,247	12,096	(0.7)		
人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
((A) + 退職手当繰入 + 法定福利				•	_	_
厚生費)	2,036,469	1,822,112	214,357	(11.7)		
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
最広義人件費				7	_	_
	2,124,926	1,901,424	223,502	(11.7)		

### 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	改定の 有無	改定率 (平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	0%	なし	寒冷地手当の改正 通勤手当の改正 調整手当の改正
役 員(常勤)	有	0%	4. 1	寒冷地手当の改正 通勤手当の改正 調整手当の改正
役 員(非常勤)	無		なし	
職員	有	0%	なし	寒冷地手当の改正 調整手当の改正 通勤手当の改正

#### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に、国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果を参考にし、その額の10/1000範囲内で、増減した額ととしている。

### 役員報酬水準の改定内容

人事院勧告に準拠し、交通機関等利用者の通勤手当については、6箇月定期券等による一括支給を基本とし55,000円まで全額支給、交通用具使用者に係る通勤手当については、距離の区分を60km以上までの区分とし最高24,500円まで支給、調整手当は指定解除地域のため1%引き下げの経過措置を行ない、異動保障の支給を異動前の在職期間が6箇月を超えることを要件化し、また、支給期間を2年間とし、2年目の支給割合を1年目の80/100に引き下げ、寒冷地手当を一括支給から月払いとし、年間30,000円支給額

法人の長 理事 理事(非常勤) 監事(非常勤)

同上

通勤手当の改定を行なったが役員に該当者はいなかった

### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学内にて決定された 当初予算の範囲内で運用。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

毎年の人事院勧告に準拠して、国家公務員と本学職員の給与水準が 同程度となるように決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 賞与:勤勉手当 職員毎に勤務成績を査定し,査定の結果に応じて 成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ 支給割合を決定する。(本学職員給与規程による)
昇 給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させ ることが出来る。(本学職員給与規程による)
昇格·降格	押格:特に勤務成績が優秀で、かつ所が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(本学職員給与規程による)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給 させることが出来る。(本学職員給与規程による)

### ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に準拠し、交通機関等利用者の通勤手当については、6箇月定期券等による一括支給を基本とし55,000円まで全額支給、交通用具使用者に係る通勤手当については、距離の区分を60km以上までの区分とし最高24,500円まで支給、調整手当は指定解除地域のため1%引き下げの経過措置を行ない、異動保障の支給を異動前の在職期間が6箇月を超えることを要件化し、また、支給期間を2年間とし、2年目の支給割合を1年目の80/100に引き下げ、寒冷地手当を一括支給から月払いとし,年間30,000円支給額